

2015 年度
ステークホルダー
エンゲージメントプログラム
第1回 6月10日(水)

NGO/NPO、及び有識者からの問題提起

団体名 FoE Japan (エフオーイージャパン)

発表者氏名 三柴淳一

1. 貴団体の活動内容について

『地球上のすべての生命がバランスをとりながら心豊かに生きることができる「持続可能な社会」を実現する』ことを目的に、特に私たち日本人が及ぼしている国内外の環境社会影響に関する調査・研究を通して、その根本的な改善を目指し、提言活動を行っています。またそうした情報を広く伝え、環境問題解決のための行動に市民の積極的な支援と参加を促すことにも取り組んでいます。

具体的には、i)気候変動・温暖化対策強化：途上国の気候変動影響調査に基づく国内気候変動対策政策への提言、ii)エネルギーシフト／低炭素社会の実現：足元でできる省エネ実践活動の促進、iii)脱原発&原発事故被災者支援：再稼働反対に関する政府交渉等活動、および子ども・被災者支援法の適切な施行等に関する提言、iv)森林生態系保全：木材生産国（主に熱帯諸国）における「違法リスクの見える化」による国内違法伐採対策強化への提言、v)開発金融の環境配慮：石炭火力発電事業への融資中止提言、途上国における日本政府・企業の関与する各種大型プロジェクトの環境社会影響のモニタリング、などです。

2. テーマに関する詳細について

※貴団体活動の中から、テーマをお選びいただき、ご記入ください。

※世界（特にアジア・日本）における事例、特に危機的状況にある国または地域。近年見られる変化、発生の背景等について可能な範囲でご教示ください。

■森林生態系保全：森林生態系や生産地周辺地域社会に配慮した木質資材調達について

世界の森林減少・劣化は依然深刻なレベルで推移しており、特に熱帯諸国で顕著です。その要因は違法伐採、森林火災、農地等への用途転換などが挙げられます。

そのうち G8 諸国が G8 森林行動プログラムを策定し、木材の「買い手」の責任を果たすべく取り組んできた違法伐採対策は、現在、米、EU、豪ですでに施行されている「市場への違法伐採材流入を防止する」ための罰則の伴う法規制に発展しています。いくつか特徴を挙げると、i)政府調達のみならず民間調達も規制の対象としている、ii)違法性を特定する法令として森林に関するものに限らず広範に適用している、iii)違法リスクを回避、軽減すべくデューディリジェンスを義務付けている、iv)デューディリジェンス義務の不遵守には罰則が適用される、というものです。

そうした取組みと比較すると、日本の違法伐採対策は大きく後れており、国際社会の足並みを崩していることのみならず、日本市場が規制の布かれた諸国で受け入れられない違法リスクの高い木材の温床となってしまう恐れがあります。

日本が依然大きく依存している違法リスクの極めて高い木材としては、マレーシア・サラワク材、中国経由のロシア材、そして近年問題視されているミャンマー材やベトナム、タイ、ラオス、カンボジア等の材などが挙げられます。違法リスクの例をいくつか挙げると、1)国立公園や保護地内の伐採、2)年間伐採許容量の超過、3)急斜面や河畔の保全を規定した法令違反、4)伐採権認可手続きに伴う汚職、5)伐採、輸送等に伴う各種許可証の偽造、6)隣国への密輸、7)伐採地周辺コミュニティの土地権をめぐる紛争などです。

さらに違法リスクはやや低いものの、極めて持続可能性に欠け森林減少に直結している農地転換等に伴う大規模皆伐施業に由来する木材（転換（コンバージョン）木材）についても、早急な対応が必要です。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

※「どのような業界において、テーマが発生しうるか/発生しているのか」「これに対して、どのような業界に属する企業がどのように予防・軽減活動を行っているのか」等についてご教示ください。

本テーマ「木材調達」が関係する業界は、大口の木材消費者として住宅業界、家具製造・販売業界、木材・木材製品を販売するホームセンター、DIY、大手スーパーなど小売業界、フロア、造作等の建材製造業界、流通を担う商社、問屋などです。

民間企業による違法伐採問題への対策としては、2006年4月にグリーン購入法が改正・施行されて以来、紙を利用する複写機製造業界、製紙業界、大手住宅メーカーなどにおいて、自社の「木材

調達方針」が策定され、運用されています。しかしながらそれらの多くは現行のグリーン購入法の「合法性」の判断基準に基づくものであり、前述の違法リスク7項目について必ずしもリスク回避できているものではありません。さらに持続可能性の担保や人権など社会面のリスク回避については、依然大きな課題を残しています。

4. 本プログラム参加企業へのコメント

木材を含む原材料調達に伴う環境社会影響や人権侵害等のリスクに配慮して、持続可能な原材料調達を実現することは、社会的な責任として果たしていくべきことのみならず、本業のビジネスそのものの持続可能性を追求することでもあります。

是非、植林活動や福祉支援等の社会貢献活動といった活動にとどまらず、本業での「環境社会や人権等への配慮」に真正面から取り組み、「真の持続可能性」を追求していただきたいと思えます。

5. 「UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が策定した Human Rights Guidance Tool (2014年改定)」との関連性について

※貴団体活動のテーマが関連する、UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が2014年に策定した Human Rights Guidance Tool の課題を以下から選択して下さい (複数可)。

I. CORE OPERATION / SUPPLY CHAIN 事業 / サプライチェーン		
1. Workplace conditions 職場における待遇	a	Working hours 労働時間
	b	Wages 賃金
	c	Health and Safety 健康および安全
	d	Disciplinary practices 懲戒処分
2. Discrimination 差別	e	Recruitment 採用
	f	During work 従業時
	g	Redundancy and dismissal 整理解雇、解職
3. Child labour 児童労働	h	Risks to children 危険な作業や雇用
	i	Minimum age 最低年齢
	j	Working hours and conditions of employment 労働時間と労働条件
	k	Worst forms of child labour 最悪の形態の児童労働
	l	Employment of young workers 18歳未満の若年労働者の雇用
4. Forced or compulsory labour 強制労働	m	Prison labour 囚人の作業もしくは役務
	n	Deposits and papers 雇用にあたり保証金や文書の提出を求める搾取

	o	Forced overtime 強制的な残業	
	p	Trafficking of workers 人身売買	
5. Freedom of association and collective bargaining 結社の自由と団体交渉権	q	Freedom to associate and to bargain collectively 結社の自由と団体交渉権	
	r	Conflict with local law 国内法で認められていない場合の措置	

II. COMMUNITIES コミュニティ			
1. Resources 資源	a	Use of natural resources 天然資源（水や土地等）の利用	○
	b	Use of infrastructure インフラ（道路、電気、上下水道等）の利用	○
2. Security 治安	c	State provision of security 国家による警備の提供	
	d	Non-state groups and security payments 非政府勢力への支払い	○
	e	Detainment 拘束	
3. Access to Land 土地へのアクセス	f	Title to land 土地の所有権	○
	g	Voluntary relocation - consultation and compensation 自主的な土地移転を促す協議と補償	
	h	Forced relocation 強制移住	○
4. Community investment コミュニティへの投資	—	—	

III. SOCIETY AND GOVERNMENTS 社会と政府			
Relations with Governments 政府との関係	a	Operations in countries in conflict 紛争国における事業	○
	b	Entry (pre and post conflict) 紛争前および紛争後の国への進出	
	c	Relations to states with poor human rights records 人権に対する認識が低い国との関係	○
	d	Money laundering and transparency マネーロンダリングと透明性	○
	e	Bribery and corruption 賄賂と腐敗	○

6. また選択した理由もご記入してください。

多くは、II. コミュニティと III. 社会と政府の項目を選択しました。日本が消費する木質資材の多くは海外の森林資源と土地、およびその他自然資源に由来するものであり、そこにはそうした資源に依存して生活するコミュニティが存在しています。森林資源の場合は長いサプライチェーンの最上流に位置するものであり、社会的、政治的な側面から考慮すべき事項が多いです。

なお、原料である木材が加工され「木材製品」として輸入されるケースも多く、I. 事業 / サプライチェーンの項目についても、十分に考慮すべきことは言うまでもありませんが、ここでは原料の「木材」にのみ着目して選択しました。

以上

CAUX
Round Table

団体名 (特活) ウォーターエイドジャパン 発表者氏名 高橋 郁

1. 貴団体の活動内容について

開発途上国の貧困層ならびに開発から取り残されている人々の水と衛生状況改善に専門的に取り組む国際 NGO です。1981 年にイギリスで設立されました。2014 年現在、アフリカ、アジア、中米など 26 か国で、現地パートナーと協力しながら水・衛生プロジェクトを実施しているほか、政府など政策決定機関に対する政策提言等のアドボカシーにも取り組んでいます。2013 年、日本法人である特定非営利活動法人ウォーターエイドジャパンを設立しました。

2. 人権と水・衛生について

◆ 安全な水・衛生設備へのアクセスは人権

2010 年 7 月、国連総会は、水・衛生 (Water/Sanitation) へのアクセスは人権であることを決議しました。

◆ 途上国の安全な水と衛生設備へのアクセス

現在、世界の人口の約 10 分の 1 である 7 億 5000 万人が安全な水を、3 分の 1 である 25 億人が適切な衛生設備を使うことができません。サブサハラアフリカにおいて、水・衛生の欠如による GDP の損失は、アフリカ全体が受ける援助総額を上回っています。途上国では、水・衛生に 1 ドル投資することによって 5~28 ドル分のリターンがあると見積もられています。

◆ 近年の課題 - 水不足、都市の人口増、気候変動

水不足の要因は、人口増加、使用量の増加、汚染や非効率なマネジメントなどが挙げられており、河川流域に住んでいる 27 億人が、1 年のうち少なくとも 1 か月は深刻な水不足を経験していると言われています。気候変動によって、多様な水に関する危機 - 豪雨、洪水、海面上昇、干ばつ、異常気象、海水化 - が起きており、ますます飲料水が不足すると予測されています。国連は 201 年 3 月、このままのペースで行くと 2030 年には、必要とする水の量の 60% しか手に入らないだろうと警告しました。

【気候変動による災害～南アジア】

南アジアでは、豪雨による洪水、海面上昇や頻発するサイクロンによって、インフラや生計、居住地が被害を受けています。急速な都市化によって、洪水時には、水が簡単に汚染され、コレラ等病気の蔓延につながります。

【先進国の水不足～オーストラリア、アメリカ】

オーストラリアでは、水不足が深刻で、各世帯の洗車や庭の水まきを制限するほど厳しい対策がとられています。2010 年には、庭の水まきをめぐって殺人事件が起きました。アメリカ西部の干ばつも深刻です。カリフォルニア州では、今年で 4 年目に入った干ばつについて、NASA が「州内の水源に残された水はあと 1 年分」(2015 年 3 月) と警告しています。また、同州に住居を持つ著名人宅が多くの水を利用している様子 (プールなど) がメディアで報じられたりもしています。

◆ インドの「クリーン・インディア」キャンペーン

2014 年、インドのナレンドラ・モディ首相は、「クリーン・インディア」キャンペーンを打ち出しました。その一環として「5 年後 (2019 年) までにすべての家庭とトイレにトイレを」と訴え予算を充当しました。インドでは全人口の約半数が野外排泄しており、女性・少女たちがその道中で暴行される事件が多く起きています。全家庭と学校にトイレを設置するためには、残り 4 年半の間に 10 億 400 万個、1 日におよそ 7 万個ずつ新しいトイレを作る必要があります。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

※「どのような業界において、テーマが発生しうるか/発生しているのか」「これに対して、どのような業界に属する企業がどのように予防・軽減活動を行っているのか」等についてご教示ください。

グローバル化が進む現在、日本企業もサプライチェーンのなかに水リスクを抱えています。2012年、KPMG あずさサステナビリティ社と英国 Trucost 社が日経平均採用銘柄 225 社の操業とサプライチェーンの水消費量を分析したところ、操業における水使用量は年間約 190 億 t である一方、サプライチェーンの水使用量は年間約 600 億 t でした。原材料や部品を海外のサプライヤーに頼っている日本企業は、企業活動に必要な水の 76%を海外に依存していることとなります。

例えば、T シャツ 1 枚には、綿花栽培用含め約 2900L の水が使用されています。2012 年における日本の T シャツ類の輸入相手は、第 1 位中国 (77.8%)、第 2 位ベトナム (9.5%)、第 3 位バングラデシュ (5.6%)¹と、水リスクの高い地域に集中しています。

サプライチェーンを含めた企業の活動が、人々の水・衛生へのアクセス (= 人権) を阻害することがあります。このような場合に被害を受けるのは、政策決定の場に声を届けづらい途上国の人々、特に貧困層です。企業活動に水は不可欠であるため、どの業界も、途上国の人々の水・衛生へのアクセスを阻害する可能性があります。

◆ 企業（サプライチェーン含む）の水利用

企業の水利用が不適切であるために、周辺の住民の生活用水・飲料水に悪影響を与え、周辺住民の水へのアクセス (= 人権) を阻害することがあります。例えば、企業が地下水をくみ上げすぎたことによって、近隣の井戸が枯れた例があります。

たとえ企業・工場が住民とは異なる水源を利用し、地域の水に影響を与えていないとしても、日頃から水不足に見舞われ、安全な水を得ることができない住民は、近隣の企業による水の消費に反感を持ちがちです。住民の抗議活動が強くなることによって、行政が動き、操業を継続できなくなることもあります。たとえ企業から遠いサプライヤーの水利用で、企業が把握していなかったとしても、企業が抗議の対象になることもあります。

(例 1) コカ・コーラ (インド)²

1999 年に、インドのケーララ州プラチマダでコカ・コーラの子会社の工場が操業を開始、1 日 51 万 L の地下水を使用していました。約 2 年後、周辺のコミュニティの住民が、水量・水質とも悪化したという理由で抗議を始め、その動きは拡大していきました。住民からは「井戸が干上がったため 1 日 2 回 5km 歩いて水くみしなければならなくなった」という声も挙がりました。2003 年には、村落議会によって同社の操業許可の更新が拒否され、工場は閉鎖にいたりました。インド内にある同社のほかの工場でも、同社の水利用に向けた住民の反発が起こっており、アメリカの親会社の年次株主総会で株主が懸念を示したほか、世界的にも抗議活動が行われています。

(例 2) サトウキビ・ブドウ生産 (インド・マハーラーシュトラ州)³

干ばつの影響で、地元の農民が作物や家畜用の水を得ることに苦労しているなか、2012 年より多数の砂糖工場が新規で操業を認可され、水消費量の多いサトウキビの作付けを開始しました。新しく参入したサトウキビ畑は、水路から水を違法にくみ上げています。同様に水消費量の多いワイン用のブドウもこの地域で育てられています。認可を受けた砂糖工場は、政治家が所有しているとも言われており、市民社会は、「貧しい農民が日々の水に困窮しているなか、富裕層である政治家が自分の利益のために水をたくさん使っており問題だ」と指摘しています。

◆ 職場における水・衛生へのアクセス

サプライチェーン含め、職場において安全な水と適切な衛生設備 (トイレ) へのアクセスがなければ、人々は不衛生な水を飲んだり、野外排泄をしたりするしかありません。職場での水・衛生へのアクセスを確保することは、人権のために不可欠であり、同時に、人々が健康で働き、生産性が向上するという効果もあります。

(例1) 茶畑における水・衛生へのアクセス (バングラデシュ・シレット管区)⁴
 バングラデシュには茶畑が 165 か所あり、約 40 万人が茶摘みのための労働者として雇われています。茶畑のオーナー・上層部はエリート層で富裕である一方、その地域の給水・衛生設備の普及率は非常に低く、労働者は野外排泄をし、小川の不衛生な水を飲んでいきます。

(例2) 労働者の衛生管理 (バングラデシュ)⁵
 バングラデシュの工場では、60%の女性が、生理用品を利用できず不衛生な布を用いています。それによって感染症にかかり、約 73%の女性が付きに平均 6 日間欠勤しています。

4. 本プログラム参加企業へのコメント

現在議論が進んでいる「持続可能な開発目標」案では、2030 年までにすべての人が水・衛生にアクセスできるようにすることが独立したゴール (ゴール 6) として定められています。また、国連グローバル・コンパクトから派生した CEO レベルの企業間同盟「CEO ウォーター・マンドート (CEO Water Mandate)」をはじめ、世界のビジネスリーダーが水リスクを意識し、問題解決に向かって動き出しています。海外のいたる地域で水問題が起きている今、日本企業も世界各地の再委託先まで含めたサプライチェーン全体の水リスク、および水が及ぼす人権への影響に目を向けて必要な対策をとってください。

- ◆ 水・衛生へのアクセスは人権であり、企業 (サプライチェーン含む) 内、ならびにその周辺地域の人々の水・衛生へのアクセスを阻害していないか、水利用についてサプライチェーン含めて確認してください。住民による抗議活動は、コカコーラのような大きなグローバル企業にも影響を与えることがあります。サプライヤーが周辺地域の人々の水・衛生へのアクセスに悪影響を及ぼしていた場合、改善を促してください。
- ◆ 国連グローバル・コンパクトから派生した官民イニシアチブ「CEO ウォーター・マンドート (CEO Water Mandate)」に署名してください。CEO ウォーター・マンドートは今年 1 月、「Guidance for Companies on Respecting the Human Rights to Water and Sanitation」を発表しました。
- ◆ 企業 (サプライチェーン含む) 活動には水は不可欠です。水リスクの高い地域、人々が安全な水・衛生を利用できていない地域で操業する場合には、その地域の人々が安全な水・衛生を利用できるよう、NGO/NPO を通じて投資することをご検討ください。

(例) リーバイ・ストラウス⁶
 1992 年に「水ガイドライン」を策定し、水資源効率、再利用など水マネジメントについて方法をまとめました。2009 年には適用範囲を 2 次サプライヤーまで拡大し、サプライヤーの水使用量に関するデータ収集を実施しています。サプライヤーは自社の水使用量のランキングについてフィードバックを受け、削減に取り組みます。また、サプライチェーンの水使用は綿花生産が最も多いことから、「ベター・コットン農法 (水使用や農薬使用を減らし、健全な労働環境を目指す)」からできたコットンを配合したジーンズを販売しています。リーバイ・ストラウス・ジャパンは、現在、店頭で回収したジーンズをバッグにリメイク・販売し、その収益をウォーターエイドに寄付するキャンペーンを実施しています。

5. 「UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が策定した Human Rights Guidance Tool (2014 年改定)」との関連性について

※貴団体活動のテーマが関連する、UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が 2014 年に策定した Human Rights Guidance Tool の課題を以下から選択して下さい (複数可)。

I. CORE OPERATION / SUPPLY CHAIN 事業 / サプライチェーン	
--	--

1. Workplace conditions 職場における待遇	a	Working hours 労働時間	
	b	Wages 賃金	
	c	Health and Safety 健康および安全	○
	d	Disciplinary practices 懲戒処分	
2. Discrimination 差別	e	Recruitment 採用	
	f	During work 従業時	
	g	Redundancy and dismissal 整理解雇、解職	
3. Child labour 児童労働	h	Risks to children 危険な作業や雇用	
	i	Minimum age 最低年齢	
	j	Working hours and conditions of employment 労働時間と労働条件	
	k	Worst forms of child labour 最悪の形態の児童労働	
	l	Employment of young workers 18歳未満の若年労働者の雇用	
4. Forced or compulsory labour 強制労働	m	Prison labour 囚人の作業もしくは役務	
	n	Deposits and papers 雇用にあたり保証金や文書の提出を求める搾取	
	o	Forced overtime 強制的な残業	
	p	Trafficking of workers 人身売買	
5. Freedom of association and collective bargaining 結社の自由と団体交渉権	q	Freedom to associate and to bargain collectively 結社の自由と団体交渉権	
	r	Conflict with local law 国内法で認められていない場合の措置	

II. COMMUNITIES コミュニティ			
1. Resources 資源	a	Use of natural resources 天然資源（水や土地等）の利用	○
	b	Use of infrastructure インフラ（道路、電気、上下水道等）の利用	○
2. Security 治安	c	State provision of security 国家による警備の提供	

	d	Non-state groups and security payments 非政府勢力への支払い	
	e	Detainment 拘束	
3. Access to Land 土地へのアクセス	f	Title to land 土地の所有権	
	g	Voluntary relocation - consultation and compensation 自主的な土地移転を促す協議と補償	
	h	Forced relocation 強制移住	
4. Community investment コミュニティへの投資	—	—	

III. SOCIETY AND GOVERNMENTS			
社会と政府			
Relations with Governments 政府との関係	a	Operations in countries in conflict 紛争国における事業	
	b	Entry (pre and post conflict) 紛争前および紛争後の国への進出	
	c	Relations to states with poor human rights records 人権に対する認識が低い国との関係	
	d	Money laundering and transparency マネーロンダリングと透明性	
	e	Bribery and corruption 賄賂と腐敗	

6. また選択した理由もご記入してください。

「3.テーマとビジネス（業界）との関わりについて」において挙げたとおり、職種における水・衛生へのアクセス改善が、職場における健康・安全のために重要であること、また、企業の水利用がコミュニティの天然資源（地下水等）およびインフラ（給水設備）に影響を与えうるため、こちらを選びました。

【参考】

1. JETRO <https://www.jetro.go.jp/>
2. United Nations Human Rights
<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/RegularSessions/Session27/Pages/ListReports.aspx>
3. Daily Mail
<http://www.dailymail.co.uk/indiahome/indianews/article-2302044/Sugarcane-industries-thriving-drought-hit-Maharashtra-government-fails-protect-poor-farmers-illegal-water-lifting.html>
4. WaterAid
<http://www.wateraid.org/news/news/achieving-100-wash-coverage-in-two-tea-gardens-of-bangladesh>
5. WaterAid / The Water Supply and Sanitation Collaborative Council . Unilever
<http://www.wateraid.org/what-we-do/our-approach/research-and-publications/view-publication?id=a5ab0a96-1574-4225-a16a-75d5e5ec4232>
6. 橋本淳司「いちばんわかる企業の水リスク」

以上

団体名 熱帯林行動ネットワーク(JATAN) 発表者氏名 原田 公

1. 貴団体の活動内容について

JATAN は 1989 年の発足以来、日本の木材及び木材製品貿易に関与する海外の森林破壊の問題解決に向けた活動を行ってきた。インドネシア・スマトラ島東岸陸部においては 2002 年以降、一帯の低地熱帯自然林の森林資源に依拠している合板製造および紙・パルプ産業の環境影響について、また企業のコンセッション権地収用に伴う地域住民との対立に関して現地調査を継続的に行っている。現地調査の結果は、JATAN のウェブサイト、ニューズレターや冊子発行によりフィードバックするほかに、報告会やセミナーにおいて一般消費者に向けた啓発活動を展開している。また、上記の林産物製品の輸入・流通に関わっている企業やユーザー会社を対象に、現場の実情を訴えるとともに、木材製品の調達基準の見直しを促す提言を行っている。

2. テーマに関する詳細について

日本で売られているインドネシア産コピー用紙
一紙原料向けの植林が熱帯林と住民の暮らしにあたる影響について

【説明】

原料の採取から製品の加工・生産そして流通・販売にいたるまでのサプライチェーンは経済とビジネスのいや増すグローバル化の中で肥大化、複雑化の様相を強めている。われわれの普通の生活に欠かせない商品である合板などの木材製品、コピー用紙といった紙製品のコモディティのサプライチェーンもその例外ではない。産業用材や紙製品をふくむ木材製品については、日本は依然として供給の多くを海外からの輸入に依存している。一方、インドネシアやマレーシアなどかつての原木丸太の輸出国では、いまや、付加価値を付けた加工品の輸出を主体とする産業構造へと転換が急速に進んでおり、半加工品、製品といった形で日本をふくむ多くの国に輸出されるようになった。サプライチェーンが複雑さと不確実さを増す中で、製品を購入する需要国側の企業としても、調達網全般にわたって由来原料の情報を十分に掌握し、管理することが難しくなっている。と同時に、雇用や労働条件に関わる人権、事業用地の取得に伴う住民との土地をめぐる紛争、そして植林など事業開発がもたらす自然環境への影響など、市場が由来原料に求める監視の目は厳しくなる一方であり、原料の生産地までさかのぼるサプライチェーンの管理を強化することは企業にとっても非常に重要になってきているのではないだろうか。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

オフィスサプライ業界の通販各社は廉価なコピー用紙を個人顧客や業者にネット上で販売している。その多くはインドネシアの製紙会社によって、スマトラ島の熱帯林や皆伐跡地に栽培されたパルプ用樹種による産業植林を原料に製造されたものである。そうした原料由来のコピー用紙製品を販売している通販企業の中には、CSR 活動の一環から紙製品の原料調達方針を掲げ、自社の環境貢献を謳っている会社もある。方針には、調達網からの違法材排除、植林材や森林認証材の優先的な利用、調達現地の住民の権利配慮などが上げられている。ただ、原料調達までをふくめた包括的なサプライチェーンとしてみた場合、現地の委託先メーカーや植林地の経営・管理、原料の供給を担うサプライヤーなど、調達網全体が覆う範囲は長大かつ複雑である。委託元の日本企業にとって、こうした方針を確実に履行していくには、調達網に関与する多くのステークホルダーとの公平性・透明性を担保とする、粘り強いコミュニケーションが重要となっていくであろう。

インドネシアではいま、パルプ産業による HTI（産業植林事業）とアブラヤシ農園が拡大の一途をたどっている。プランテーション造成に伴って、泥炭湿地林や野生動物の生息地など本来なら保護されるべき貴重な森林が消失し、住民の農園が収奪されるなどの深刻な問題が起こっている。こうした問題を緩和させる取り組みとして森林認証制度による認証取得が進められている。しかし、認証制度に全面的な依拠するだけでは調達網に関わるさまざまなリスクを排除することは難しい。委託先企業といえども現地の調達状況を自らの目と責任で監視することが重要である。

【参考リンク】

- [JATAN: アスクルの《安心して使えない》格安コピー用紙 — 一紙原料向けの植林がインドネシアの熱帯林と暮らしにあたる大きな影響 —](#)
- [JATAN: 日本でいちばん売られているコピー用紙の原料調達地を訪ねる インドネシア・ジャンビ州 — 収奪された農地を深い覚悟で取り戻すことを決意した農民たちの戦い —](#)

- [JATAN: アスクルの《紛争コピー用紙》 — アカシア植林の原料調達地で起きた悲惨な殺害事件 —](#)

4. 本プログラム参加企業へのコメント（問題提起・期待）

コピー用紙といったコモディティは業種を問わずにいずれの企業も日常的に使用している。そうした意味で、紙・紙製品の購入に関わる基準を掲げ、ちゃんと履行することが社会的な責任の一端であろう。

5. 「UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が策定した **Human Rights Guidance Tool (2014年改定)**」との関連性について

I. CORE OPERATION / SUPPLY CHAIN 事業 / サプライチェーン		
1. Workplace conditions 職場における待遇	a	Working hours 労働時間
	b	Wages 賃金
	c	Health and Safety 健康および安全
	d	Disciplinary practices 懲戒処分
2. Discrimination 差別	e	Recruitment 採用
	f	During work 従業時
	g	Redundancy and dismissal 整理解雇、解職
3. Child labour 児童労働	h	Risks to children 危険な作業や雇用
	i	Minimum age 最低年齢
	j	Working hours and conditions of employment 労働時間と労働条件
	k	Worst forms of child labour 最悪の形態の児童労働
	l	Employment of young workers 18歳未満の若年労働者の雇用
4. Forced or compulsory labour 強制労働	m	Prison labour 囚人の作業もしくは役務
	n	Deposits and papers 雇用にあたり保証金や文書の提出を求める搾取
	o	Forced overtime 強制的な残業
	p	Trafficking of workers 人身売買
5. Freedom of association and collective bargaining	q	Freedom to associate and to bargain collectively 結社の自由と団体交渉権

結社の自由と団体交渉権	r	Conflict with local law 国内法で認められていない場合の措置	
-------------	---	--	--

II. COMMUNITIES コミュニティ			
1. Resources 資源	a	Use of natural resources 天然資源（水や土地等）の利用	✓
	b	Use of infrastructure インフラ（道路、電気、上下水道等）の利用	✓
2. Security 治安	c	State provision of security 国家による警備の提供	✓
	d	Non-state groups and security payments 非政府勢力への支払い	✓
	e	Detainment 拘束	✓
3. Access to Land 土地へのアクセス	f	Title to land 土地の所有権	✓
	g	Voluntary relocation - consultation and compensation 自主的な土地移転を促す協議と補償	✓
	h	Forced relocation 強制移住	✓
4. Community investment コミュニティへの投資	—	—	

III. SOCIETY AND GOVERNMENTS 社会と政府			
Relations with Governments 政府との関係	a	Operations in countries in conflict 紛争国における事業	
	b	Entry (pre and post conflict) 紛争前および紛争後の国への進出	
	c	Relations to states with poor human rights records 人権に対する認識が低い国との関係	✓
	d	Money laundering and transparency マネーロンダリングと透明性	
	e	Bribery and corruption 賄賂と腐敗	✓

6. また選択した理由もご記入してください。

紙原料が調達されている現場では、多くのコミュニティがコメ栽培をはじめとする農業を生業としている。生計基盤の農地や居住地が、政府がサプライヤー企業に付与する土地利用のコンセッションがなんらコンサルテーションの手続きもなしに発給されるのに伴って一方的に収奪されていることから、土地利用をめぐるさまざまな軋轢が生起している。本来であれば、尊重されるべき先住権や土地利用権がほとんど無視され、企業はときに軍や警察を従えて開発のための大型機械を農地

に侵入させてくる。言挙げする住民が警察に拘束されたり、強制的にコンセッション用地から排除されることもある。生業を奪われた住民や農民にすれば、みずからの生活を守るために実力行使を選択せざるを得ない状況も出来している。輒断はときとして、死亡事件を含む深刻な結果を招くこともある。ガバナンスの脆弱さが指摘される国や地域に原料の調達を依存するようなサプライチェーンの管理ではこうしたリスクを排除するために入念な監視と未然の対策が求められている。

以上

Caux Round Table

団体名 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 発表者氏名 堀江由美子

1. 貴団体の活動内容について

「国連子どもの権利条約」を活動の柱として、子どもの権利実現に向けた様々な活動—教育、保健、栄養改善、子どもの保護、子どもの参加促進、子どもの権利に関する政策提言や啓発、緊急・人道支援、復興支援などを実施。

2014年5月に国内でも発表した「子どもの権利とビジネス原則」(以下、CRBP)は、国連グローバル・コンパクト、ユニセフ、セーブ・ザ・チルドレンの3者により2012年に策定され、ビジネスが子どもの人権に与え得る様々な影響に着目し、負の影響を与えないよう子どもの権利を尊重すると共に、本業等を通じて積極的に子どもの権利を推進するための方策を10の原則により提示している(添付資料参照)。

当会では、CRBPの国内における普及のための勉強会やセミナーを行い、企業が子どもに及ぼす多様なインパクトや、ビジネスと子どもの権利との関連性への意識を向上し、企業のコア・ビジネスに子どもの権利が位置づけられることを推進している。

2. テーマに関する詳細について

※貴団体活動の中から、テーマをお選びいただき、ご記入ください。

※世界(特にアジア・日本)における事例、特に危機的状況にある国または地域。近年見られる変化、発生の背景等について可能な範囲でご教示ください。

子どもは世界人口の1/3を占めるが、脆弱な立場に置かれやすく、世界中で子どもの様々な権利が侵害されている:

- ・ 労働に従事している子どもは、1億6800万人
- ・ 人身売買の被害を受ける子どもは、年間120万人
- ・ 学校に行けない子どもは、5,700万人
- ・ 予防可能な病気で亡くなる5歳未満児は年間660万人
- ・ 生存・発達のために必要な社会サービスにアクセスできない子どもは10億人
- ・ 紛争や災害の影響を受ける子どもは年間600万人
- ・ レイプや他の形態での性的虐待を受けている子どもは年間2.2億人
- ・ 絶対的貧困状態にある子どもは4億人

世界的に見られる傾向として、国内格差と不平等が拡大し、貧困層や周縁化されたグループが所得格差、機会の格差から質の高い教育や保健など基礎社会サービスへのアクセスができず、こうした層の子どもたちが貧困の連鎖から抜け出せない状態となっている。また、自然災害や紛争、さらには大規模開発に伴う環境破壊や自然資源・土地収奪などの影響を最も受けるのは子どもであり、貧しく脆弱な層である。

「国連子どもの権利条約」は、すべての子どもが健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する生きる権利、教育を受け、休んだり遊んだり、また様々な情報を得ながら自分らしく育つ権利、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られる権利、自分に関係のある事柄について自由に意見を表明したり、集まってグループを作ったり、活動することができる参加する権利を定めるものである。子どもはその成長、発達の過程で特別な配慮や保護が必要とされ、さらに単なる「保護の対象」でなく「権利の主体」として扱われることが求められている。

3. テーマとビジネス(業界)との関わりについて

※「どのような業界において、テーマが発生しうるか/発生しているのか」「これに対して、どのような業界に属する企業がどのように予防・軽減活動を行っているのか」等についてご教示ください。

- ・ CRBP 原則2の児童労働は、農林漁業、採掘業、製造業、卸売業、小売業、サービス業などで発

生しうるが、単に発覚した児童労働に対処するばかりでなく、予防のための体制や能力強化が必要である。児童労働防止に関する行動規範の策定と、取引先にも行動規範の遵守を徹底することが求められるが、一方で児童労働は地域の課題であり、一社で対応するには限界があり、業界全体または地域ごとに児童労働撤廃やディーセント・ワークの方針や行動規範を策定することも重要である。当会がパートナーシップを組む中国の社会企業 **Centre for Child Rights and Corporate Social**

Responsibility (CCRCR) では、5つの国際的な企業との連携のもと、中国・広東省におけるサプライチェーン工場能力強化と持続可能な評価体制の構築に取り組んでいる。

・**CRBP 原則 5 の製品とサービスの安全性、原則 6 の子どもの権利を尊重・推進する広告とマーケティング**は、消費者製品・サービスを扱うすべての企業に関係する。企業から見過ごされがちな部分であるが、子どもは多くの製品の直接的あるいは間接的な消費者であり、また広告の影響をダイレクトに受けやすい特性もあり、子どもへの安全性や健康に対するインパクトのある製品やサービス提供、また暴力や差別やステレオタイプを助長するような広告・マーケティングを行わないよう十分な配慮が求められる。ある国際的な企業では、「食品と飲料に関する広告とマーケティング・ガイドライン」を策定し、子どもを対象とした商品の基準や広告基準を定めている。2020年の東京オリンピック・パラリンピックも視野に入れ、日本の企業の取り組み強化が求められる分野である。

・**日本の子どもの貧困率**（相対的貧困率）は、2012年には16.3%と、日本の子どもの約6人に1人が貧困状態にある。特に一人親世帯（特に母子世帯）での貧困率は54.6%と極めて高く、OECD諸国の中でも最低レベルである。また、就労家庭の方が非就労家庭より貧困率が高いという現象は日本特有であり、ワーキング・プアの貧困が深刻な状況にあることが分かる。子どもの貧困課題への意識が高まり、政策・法律に子どもの権利の視点が反映されることが求められるが、企業においても、**CRBP 原則 3 のディーセント・ワーク**を視野に入れたシングルペアレントの雇用とディーセント・ワークの提供、ワーク・ライフ・バランスへの配慮といった取り組みが求められる。また、一部外資系企業は、「日本の持続的発展のための重要な投資」として子どもの貧困削減プログラムを支援している。日本政府がこの課題に優先的に取り組むよう業界や経済団体が働きかけることも求められる。

4. 本プログラム参加企業へのコメント

企業の経済や社会への影響力が拡大する中、子どもの権利に積極的に取り組むことは、持続可能な未来のための必要な投資ともいえます。

企業が子どもの権利に取り組むメリットは：

1. 企業への社会的認証とファン層の拡大（ブランドファンの獲得）
2. 既存ビジネスの持続発展性と新たなビジネスチャンスの獲得
3. 志気の高い従業員の採用と維持
4. ビジネスの倫理性と透明性の高さを示すことにより、更なる国内外からの投資の誘致
5. 多様なステークホルダーへの説明責任を果たす
6. 評判リスクの軽減
7. 社会の構成員の一員としての子どもに対する価値創造に貢献

「子どもの権利とビジネス原則」は、企業が子どもの権利への負のインパクトを削減し、良いインパクトをもたらす潜在力を引き出すためのツールであり、NGOが共に取り組むことで、子どもの権利の実現に向けた新たな価値を創り出すことができると考えています。

5. 「UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が策定した Human Rights Guidance Tool (2014年改定)」との関連性について

※貴団体活動のテーマが関連する、UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が2014年に策定した Human Rights Guidance Tool の課題を以下から選択して下さい (複数可)。

I. CORE OPERATION / SUPPLY CHAIN			
事業 / サプライチェーン			
1. Workplace conditions 職場における待遇	a	Working hours 労働時間	<input type="radio"/>
	b	Wages 賃金	<input type="radio"/>
	c	Health and Safety 健康および安全	<input type="radio"/>
	d	Disciplinary practices 懲戒処分	<input type="radio"/>
2. Discrimination 差別	e	Recruitment 採用	<input type="radio"/>
	f	During work 従業時	<input type="radio"/>
	g	Redundancy and dismissal 整理解雇、解職	<input type="radio"/>
3. Child labour 児童労働	h	Risks to children 危険な作業や雇用	<input type="radio"/>
	i	Minimum age 最低年齢	<input type="radio"/>
	j	Working hours and conditions of employment 労働時間と労働条件	<input type="radio"/>
	k	Worst forms of child labour 最悪の形態の児童労働	<input type="radio"/>
	l	Employment of young workers 18歳未満の若年労働者の雇用	<input type="radio"/>
4. Forced or compulsory labour 強制労働	m	Prison labour 囚人の作業もしくは役務	
	n	Deposits and papers 雇用にあたり保証金や文書の提出を求める搾取	<input type="radio"/>
	o	Forced overtime 強制的な残業	<input type="radio"/>
	p	Trafficking of workers 人身売買	<input type="radio"/>
5. Freedom of association and collective bargaining 結社の自由と団体交渉権	q	Freedom to associate and to bargain collectively 結社の自由と団体交渉権	<input type="radio"/>
	r	Conflict with local law 国内法で認められていない場合の措置	<input type="radio"/>
II. COMMUNITIES			

コミュニティ			
1. Resources 資源	a	Use of natural resources 天然資源（水や土地等）の利用	○
	b	Use of infrastructure インフラ（道路、電気、上下水道等）の利用	○
2. Security 治安	c	State provision of security 国家による警備の提供	
	d	Non-state groups and security payments 非政府勢力への支払い	
	e	Detainment 拘束	
3. Access to Land 土地へのアクセス	f	Title to land 土地の所有権	○
	g	Voluntary relocation - consultation and compensation 自主的な土地移転を促す協議と補償	○
	h	Forced relocation 強制移住	○
4. Community investment コミュニティへの投資	—	—	

III. SOCIETY AND GOVERNMENTS 社会と政府			
Relations with Governments 政府との関係	a	Operations in countries in conflict 紛争国における事業	○
	b	Entry (pre and post conflict) 紛争前および紛争後の国への進出	○
	c	Relations to states with poor human rights records 人権に対する認識が低い国との関係	○
	d	Money laundering and transparency マネーロンダリングと透明性	○
	e	Bribery and corruption 賄賂と腐敗	○

6. また選択した理由もご記入してください。

「子どもの権利とビジネス原則」は包括的な原則であり、職場、市場、地域・環境における企業と子どもとのあらゆる接点に関連してくるため、ほぼすべての項目が当てはまる結果となった。また、当会ではライツ・ベースド・アプローチのもと、アドボカシーも積極的に展開しているが、たとえば租税回避などの不正資金流出について政府に対して規制強化を求めたり、ポスト 2015 目標に自由権や法の支配などガバナンス目標を組み込むといった政策提言活動も行っている。

以上

団体名 特定非営利活動法人レインボー・アクション 発表者氏名 藤田 裕喜

1. 団体の活動内容について

市井に生きるセクシュアル・マイノリティの生活感覚と存在を、社会的に可視化することによって、多様なあり方が大切にされ、安心して生きられる社会を実現することを目指して活動している。政治や行政、メディアに対する働きかけ、居場所づくりや交流会、映像祭やシンポジウムなどのイベント、デモなど街頭アクションの実施、国際人権に関する活動など、多岐にわたる分野に展開している。

2. テーマに関する詳細について

セクシュアル・マイノリティをとりまく様々な課題について、基礎的な知識を始め、事例を紹介するとともに、社内外で、企業としてどのように考え、どのように取り組むべきか考える。また、大きく注目を集めた、渋谷区の「同性パートナーシップ条例」についても紹介し、企業に求められる対応について検討する。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

どのような業界の企業においても生じる課題であり、また、業界によって取り組むべき内容に差異があるとは考えにくい。

4. 本プログラム参加企業へのコメント（問題提起・期待）

トレンドを意識し、マーケティングを主目的としたアピール・施策にとどまることなく、すべてのステークホルダーにとって価値と意義のある貢献をされることを期待したい。

5. 「UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が策定した Human Rights Guidance Tool (2014年改定)」との関連性について

I. CORE OPERATION / SUPPLY CHAIN 事業 / サプライチェーン			
1. Workplace conditions 職場における待遇	a	Working hours 労働時間	
	b	Wages 賃金	
	c	Health and Safety 健康および安全	○
	d	Disciplinary practices 懲戒処分	○
2. Discrimination 差別	e	Recruitment 採用	○
	f	During work 従業時	○
	g	Redundancy and dismissal 整理解雇、解職	○
3. Child labour 児童労働	h	Risks to children 危険な作業や雇用	

	i	Minimum age 最低年齢	
	j	Working hours and conditions of employment 労働時間と労働条件	
	k	Worst forms of child labour 最悪の形態の児童労働	
	l	Employment of young workers 18歳未満の若年労働者の雇用	
4. Forced or compulsory labour 強制労働	m	Prison labour 囚人の作業もしくは役務	
	n	Deposits and papers 雇用にあたり保証金や文書の提出を求める搾取	
	o	Forced overtime 強制的な残業	
	p	Trafficking of workers 人身売買	
5. Freedom of association and collective bargaining 結社の自由と団体交渉権	q	Freedom to associate and to bargain collectively 結社の自由と団体交渉権	○
	r	Conflict with local law 国内法で認められていない場合の措置	

II. COMMUNITIES コミュニティ			
1. Resources 資源	a	Use of natural resources 天然資源（水や土地等）の利用	
	b	Use of infrastructure インフラ（道路、電気、上下水道等）の利用	
2. Security 治安	c	State provision of security 国家による警備の提供	
	d	Non-state groups and security payments 非政府勢力への支払い	
	e	Detainment 拘束	
3. Access to Land 土地へのアクセス	f	Title to land 土地の所有権	
	g	Voluntary relocation - consultation and compensation 自主的な土地移転を促す協議と補償	
	h	Forced relocation 強制移住	
4. Community investment コミュニティへの投資	—	—	

III. SOCIETY AND GOVERNMENTS 社会と政府			
--	--	--	--

Relations with Governments 政府との関係	a	Operations in countries in conflict 紛争国における事業	
	b	Entry (pre and post conflict) 紛争前および紛争後の国への進出	
	c	Relations to states with poor human rights records 人権に対する認識が低い国との関係	
	d	Money laundering and transparency マネーロンダリングと透明性	
	e	Bribery and corruption 賄賂と腐敗	

6. また選択した理由もご記入してください。

Health and Safety 健康および安全：日常的な医療的ケアが必要な場合への配慮が求められるため

Disciplinary practices 懲戒処分：性（セクシュアリティやジェンダー）を理由とした抑圧や虐待によって、規律が遵守されるよう求められるべきではないため

Recruitment 採用：性（セクシュアリティやジェンダー）を理由として、採用時に差別されるべきではないため

During work 従業時：性（セクシュアリティやジェンダー）にもとづく差別や嫌がらせ、プライバシーに関する望まない暴露（アウトティング）が、職場において、また、配置転換や昇進に当たり、発生するべきではないため

Redundancy and dismissal 整理解雇、解職：性（セクシュアリティやジェンダー）を理由とした整理解雇や解職が行われるべきではないため

Freedom to associate and to bargain collectively 結社の自由と団体交渉権：性的少数者による団体の結成も認められるべきであり、差別や嫌がらせ、不当な取り扱いに対する告発が認められるべきであるため。

以上

団体名 移住労働者と連帯する全国ネットワーク（移住連） 発表者 鳥井一平

1. 貴団体の活動内容について

日本に住む移住者の権利を守り、その自立への活動を支え、多民族・多文化が共生する日本社会を作ることを目的に発足。この目的を達成するため、全国の各地域/領域の団体約 90 団体と個人をネットワークで結び、情報交換・相互協力体制を強化し、共同行動をコーディネートします。また、主にアジア地域での移住者支援 NGO とのネットワークを進めています。活動内容は 1) アドボカシー活動、2) ネットワーキング、3) 広報・情報発信が主なものです。

2. 日本における移住労働者に関する詳細について

1980 年代より、日本の旧植民地出身者とは異なる形で、多くの移住労働者が来日するようになりました。80 年代前半にはフィリピンやタイから女性が多く来日し、なかには人身売買ともいえる状況で働く人も少なくありませんでした。80 年代後半になると、東南アジア、南アジア、西アジアからの男性移住労働者が急増します。建設業や工場などで就労し、バブル経済の下での人手不足の現場を支えました。入管行政上、彼らを受入れる在留資格はなく、その多くは在留資格がない非正規滞在者でした。それゆえ労働条件は低く、不当な解雇や未払い賃金、労災などの労働問題が多く生じていました。

1990 年に入管法が改定されると、日系 3 世とその家族の滞在・制限のない就労が可能となり、これ以降、ブラジルやペルーをはじめとする南米からの移住労働者が多く来日しました。また、在留資格「研修」が生まれ、93 年には現在の 3 年の滞在につながる技能実習制度が始まります。

この他、在留資格「技能」（レストランのシェフさん等）、「技術」（IT 企業で働くエンジニア等）、「人文知識・国際業務」（通訳・翻訳業務、語学講師等）といった就労できる在留資格で働く様々な国籍の移住労働者がいます。日本語学校、大学に在籍する留学生たちも、多くが学費・生活費のためにアルバイトをしています。日本人と結婚して日本に定住している人たち、永住資格を取得した人たちやその家族も就労に制限なく日本人と同じような分野で働いています。

移住労働者をめぐる近年の大きな問題として、技能実習制度が挙げられます。中国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイなどから、20～30 代の若者（女性が過半数）が、3 年間日本で「技能実習生」として働く中で、人権侵害が絶えません。禁じられているはずの保証金は、様々な名目を変えて存在し続けていますし（NGO に相談するなど、少しでも「問題」をおこせば保証金は返ってきません）、名義貸しも減少しておらず、二重契約も多く、時給 300 円から 500 円の残業代や最低賃金も下まわる給料です。強制貯金に加え、通帳、印鑑やキャッシュカードの取上げも続いています。強制帰国やセクシュアルハラスメントも、相変わらず報告されています。強制帰国の過程で、流産をした女性もいます。相談を受け、直接支援をする日本国内の NGO から制度への批判の声が上がっていますが、国際社会からの批判も多いです。日本が批准している主な人権条約の監視機関である、自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会、女性差別撤廃委員会から批判され、人身売買に関する国連特別報告者、移住者の人権に関する国連特別報告者からも懸念・勧告が日本に出されています。さらに、アメリカ国務省が発表する人権報告書、人身売買報告書でも毎年のように制度における人権侵害が報告されています。主な海外メディアでも取り上げられています。

一方で、「復興事業」と「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備」による建設需要の増大に対応するためこの技能実習制度を活用する形での移住労働者受入れを行うことになりました。技能実習制度で起きる人権侵害への国際批判に、日本政府として真摯に向き合うことなく、この制度を活用する形でこのような事業を決定したことは大きな誤りであり、今後国際社会からの批判にさらされるかもしれません。

3. 日本における移住労働者とビジネス（業界）との関わりについて

第一に、製造業のサプライチェーンにおける労働者として、また、農業・漁業生産者として、そして対面販売者として、ビジネスのあらゆる場面で移住労働者は関わっています。また、建設や造船分野でも移住労働者が働いています。

このように、移住労働者は、ありとあらゆる業界で働いており、彼・彼女らなしでは、すでに日本経済は立ち行かないと考えて良いでしょう。震災を機に多くの技能実習生らが帰国し、福島県の縫製業、茨城県の農業が一気に深刻な人手不足に陥ったことは大きく報道されました。いつ行っても温かいコンビニのお弁当は、例えば南米からの日系人労働者がパッキングしているからこそ、24

時間陳列されています。深夜の牛丼屋でも働いている人の多くは留学生です。安い衣料品は「縫製」の職種で技能実習にやってきた 20 代の中国人女性たちが深夜まで内職をして作っています。激安のスーパーにならぶ「国産」の野菜の販売は、時に残業代を支払われない外国人技能実習生たちの手によって可能になっています。すでに人手不足が深刻な建設現場では、非正規滞在の外国人やベトナム等からの技能実習生が働き、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定や東北での復興事業によって足りなくなった人手を埋めています。工場から出る産業廃棄物処理場では、遠いアフリカからの労働者も日本人と共に働いています。このように、例を挙げたらきりがありません。

第二に、残念ながら特に中小零細企業のビジネス活動の中で、人権侵害が発生しています。国が作った技能実習制度自体が、それを許してしまっている、と私たちは考えます。技能実習制度は、本来は「人材育成を通じた国際貢献」を目的としています。しかし実際には、繊維、機械・金属、食品加工、農業、漁業、プラスチック成形、印刷、製本など国内の中小零細企業において安価な労働力として使われています。技能実習生の労働条件は非常に低く、先に述べたように、強制貯金、強制帰国、送出国での保証金などの人権侵害が頻発してきました。こうした問題を背景に、2010 年 7 月に制度改定が行なわれ、一年目から技能実習生として労働法が適用されることになりましたが、根本的な制度改革にはなっていません。

法務省の統計によると、2014 年に「不正行為」を行った機関（事業協同組合や実習生を受け入れている会社や農家等）は 241 機関でした。2013 年と比べると 4.8% の増加、2012 年と比べると 22.3% の増加です。受入れ機関だけみると、農業や漁業関係が最も多く、その次が繊維・衣服関係です。また、技能実習生に対するすべての人権侵害を法務省の「不正行為」認定数で把握することはできませんので、これらの数は氷山の一角です。誰かに相談したら即帰国させられる、多額の保証金が返ってこない、違約金を本国で支払われるなどの脅威の中、自身が切羽詰まってようやく相談につながるケースが多く、帰国させられる直前に空港のトイレから携帯電話で SOS の電話が NGO にかかってくることもあります。

これら人権侵害に対して、企業が対応をしたケースがあります。2014 年、婦人服製造会社で残業代が最低賃金以下、休憩時間に内職を強いられたとして中国人女性 3 人が労働基準監督署に申し入れました。当該婦人服製造会社が製造した衣料品は「バーバリー・ブラックレーベル」として販売されていました。バーバリーは当時の日本のライセンスパートナーである三陽商會に、当該会社との契約を打ち切るよう要請しました。報道によると、その理由はバーバリーの「エシカル・スタンダード」に反するからということでした。NGO が把握する限り、著名なブランド会社が、このように技能実習生の権利を意識して、実際にビジネス契約を停止する、確固たる姿勢を示したのはこの一件です。

実習生を受け入れる機関や会社が、実習生を支援する団体とコンタクトをとり、個別事案について相談したり、実習生の権利保護を現場で徹底させたりする自発的な取り組みも行われていますが、規模的にはまだ小さいのが実情です。

4. 本プログラム参加企業へのコメント

「フェアトレード」と言うと、アジアやアフリカで働く人の権利を、消費行動により日本にいなから守ることができる活動と考えてしまいがちですが、実は、「フェアトレード」は最も身近な地域・日本国内で未だ実現していません。ただ、実現は難しいものではありません。

日本企業が、「グローバルコンパクト」の基本原則にのっとり、人権を侵害し、あるいは労働権の尊重をしない企業とは取引をしない、という宣言を行うだけでも、技能実習生を始めとする移住労働者を雇用する中小零細企業、送出国にとっては強いメッセージになります。

すでにこの社会には多くの移住労働者そしてその家族が働き、暮らしています。本来であれば、人を人として受け入れるために人権、人格権が尊重され、多民族・多文化共生社会を制度的に保障するための整備が必要です。オリンピック・パラリンピックへの対応が感心を集める中で、多くの外国人を「おもてなし」することには、企業も一般の人たちも前向きなもの、すでに日本で暮らしている移住労働者の人権を無視することは本当の「おもてなし」ではありません。

使い捨ての労働力ではなく、ともに働き、ともに暮らす、この社会を支える一員を迎えるためには、移住労働者を人たる労働者として、きちんとした法整備をした上で受け入れるべきです。

5. 「UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が策定した Human Rights Guidance Tool (2014年改定)」との関連性について

I. CORE OPERATION / SUPPLY CHAIN 事業 / サプライチェーン			
1. Workplace conditions 職場における待遇	a	Working hours 労働時間	○
	b	Wages 賃金	○
	c	Health and Safety 健康および安全	○
	d	Disciplinary practices 懲戒処分	○
2. Discrimination 差別	e	Recruitment 採用	○
	f	During work 従業時	○
	g	Redundancy and dismissal 整理解雇、解職	○
3. Child labour 児童労働	h	Risks to children 危険な作業や雇用	
	i	Minimum age 最低年齢	
	j	Working hours and conditions of employment 労働時間と労働条件	
	k	Worst forms of child labour 最悪の形態の児童労働	
	l	Employment of young workers 18歳未満の若年労働者の雇用	
4. Forced or compulsory labour 強制労働	m	Prison labour 囚人の作業もしくは役務	
	n	Deposits and papers 雇用にあたり保証金や文書の提出を求める搾取	○
	o	Forced overtime 強制的な残業	○
	p	Trafficking of workers 人身売買	○
5. Freedom of association and collective bargaining 結社の自由と団体交渉権	q	Freedom to associate and to bargain collectively 結社の自由と団体交渉権	○
	r	Conflict with local law 国内法で認められていない場合の措置	

II. COMMUNITIES コミュニティ		
1. Resources 資源	a	Use of natural resources 天然資源（水や土地等）の利用
	b	Use of infrastructure インフラ（道路、電気、上下水道等）の利用
2. Security 治安	c	State provision of security 国家による警備の提供
	d	Non-state groups and security payments 非政府勢力への支払い
	e	Detainment 拘束
3. Access to Land 土地へのアクセス	f	Title to land 土地の所有権
	g	Voluntary relocation - consultation and compensation 自主的な土地移転を促す協議と補償
	h	Forced relocation 強制移住
4. Community investment コミュニティへの投資	—	—

III. SOCIETY AND GOVERNMENTS 社会と政府		
Relations with Governments 政府との関係	a	Operations in countries in conflict 紛争国における事業
	b	Entry (pre and post conflict) 紛争前および紛争後の国への進出
	c	Relations to states with poor human rights records 人権に対する認識が低い国との関係
	d	Money laundering and transparency マネーロンダリングと透明性
	e	Bribery and corruption 賄賂と腐敗

6. また選択した理由もご記入してください。

以上

団体名 サステナビリティ消費者会議 (CCFS) 発表者氏名 古谷由紀子

1. 貴団体の活動内容について

持続可能な社会の構築を目指し、消費者課題を中心に、事業者の CSR 活動への提言・参画などの取組み、消費者に対しては適切な消費者行動のための情報提供や消費者教育に関わる取組みを行っている。また、これらの取組みに関連して、他の消費者組織、事業者団体、行政、NPO・NGO、労働団体などとも連携・協働している。

現在は、次のような活動を中心に行っている。

- 事業者の消費者志向経営・CSR への支援
- 「コンプレインレター（解決の申し出）」の普及

消費者が事業者に対して不満苦情を必ずしも申し出ていない、あるいはどのように申し出ていかわからないなどの実態があることから、消費者と事業者との適切なコミュニケーションを目指して、そのテンプレートを解説とともに提供するもの。

2014年8月策定し、現在、普及のための取組みを行っている
- 消費者が持続可能な社会への形成のための行動を行うための目安となる「消費者市民チェックリスト」を検討中。
- 事業者の消費者志向経営あるいは CSR 活動の評価

2. テーマに関する詳細について

- 消費者課題については、現在、消費者教育推進法（2012年成立）を受けて、消費者庁を中心に消費者政策の重要テーマとなっている。従来、消費者教育は消費者被害に対する教育に焦点が当たっていたが、同法の成立により、消費者が公正で持続可能な社会の形成に参画することが期待され、そのための取組みが始まっている。また消費者教育については行政や消費者団体のみならず、事業者の取組みが期待されている。

※参考情報

- ・消費者教育推進法による消費者教育の定義（第2条）

第1項 この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

第2項 この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

- ・消費者教育の体系イメージマップ（2012年） 別紙資料
- ・消費者教育推進会議（2013年～）

消費者教育推進会議とりまとめ（2015年3月）
- ・消費者庁『『倫理的消費』調査研究会』発足（2015年5月）

- 特に、「持続可能な消費」については、特に SDGs にある「持続可能な生産と消費」ともつながるものであり、NPO・NGO のセクターとも連携して取組みたいと考えている。

※参考情報

「持続可能な消費」については、ISO26000 の消費者課題のなかにも、また 2012 年の消費者教育の体系イメージマップの例にも掲げられている。

- 従来の消費者関連のテーマと現在取組みが必要とされている持続可能性な社会構築に関わるテーマは、必ずしも十分関係づけられた取組みが行われていないため、消費者組織の大きな動きになりえていないという課題があることから、両者をつなぐ取組みが必要である。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

○消費者課題全般

消費者課題はどのような業界にも関連するテーマと考える。もちろんその内容やレベルにおいては大きく異なる。

たとえば消費者が直接購入する商品・サービスを扱うのであれば、消費者へのマイナス影響の軽減、さらには商品・サービスに関わって発生する社会課題を「消費者課題」として取組むことが必要となる。また消費者が直接購入する商品・サービスではない場合でも最終的にそれらが消費者に提供されるという意味では同様の取り組みが必要になるとと思われる。

※参考 ISO26000「消費者課題」について

- ・課題1：公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行
- ・課題2：消費者の安全衛生の保護
- ・課題3：持続可能な消費
- ・課題4：消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決
- ・課題5：消費者データ保護及びプライバシー
- ・課題6：必要不可欠なサービスへのアクセス
- ・課題7：教育及び意識向上

○現在、企業のCSRへの取組みについて、特に「消費者課題」の取組みとして問題があると考えている。なぜなら多くの企業は本業自体を「消費者課題」として捉え、社会課題としての「消費者課題」に取り組んでいる例が少ないように思われる。また消費者課題に取り組むにあたっては、社会課題の認識や実践の前提として、「消費者の権利」への理解が欠かせないが、消費者の権利と関連付けて取り組んでいる企業は非常に少ない。

なお、消費者の権利は人権の一つと考えられる。また、ラギーフレームワークの「保護、尊重、救済」の考え方を応用すると消費者課題への取組みも理解しやすいと考える。

4. 本プログラム参加企業へのコメント

日本企業は商品等の品質や消費者対応が優れているが、社会課題としての認識は前述したように十分ではないか、むしろ誤解しているように思われることから、持続可能な社会という観点では大きな課題があると思われる。本質的な理解に基づいた取組みを期待したい。

また消費者課題は企業のみでの努力ではむづかしく、特に消費者の行動にも課題があることから、特に自社の商品等に関わって問題となる具体的な課題を一つずつ、事業者団体、消費者団体、あるいはNPO・NGOさらには行政が持続可能な社会を目指して、それぞれ何をしていくべきか、どのように連携・協働して課題を解決するかという考え方で望むことが必要である。消費者課題の理解と本質的な実践の第一歩としてステークホルダーダイアログから始めることをお勧めしたい。

5. 「UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が策定した Human Rights Guidance Tool (2014年改定)」との関連性について

※貴団体活動のテーマが関連する、UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が2014年に策定した Human Rights Guidance Tool の課題を以下から選択して下さい（複数可）。

I. CORE OPERATION / SUPPLY CHAIN 事業 / サプライチェーン		
1. Workplace conditions 職場における待遇	a	Working hours 労働時間
	b	Wages 賃金
	c	Health and Safety 健康および安全
	d	Disciplinary practices 懲戒処分

2. Discrimination 差別	e	Recruitment 採用	
	f	During work 従業時	
	g	Redundancy and dismissal 整理解雇、解職	
3. Child labour 児童労働	h	Risks to children 危険な作業や雇用	
	i	Minimum age 最低年齢	
	j	Working hours and conditions of employment 労働時間と労働条件	
	k	Worst forms of child labour 最悪の形態の児童労働	
	l	Employment of young workers 18歳未満の若年労働者の雇用	
4. Forced or compulsory labour 強制労働	m	Prison labour 囚人の作業もしくは役務	
	n	Deposits and papers 雇用にあたり保証金や文書の提出を求める搾取	
	o	Forced overtime 強制的な残業	
	p	Trafficking of workers 人身売買	
5. Freedom of association and collective bargaining 結社の自由と団体交渉権	q	Freedom to associate and to bargain collectively 結社の自由と団体交渉権	
	r	Conflict with local law 国内法で認められていない場合の措置	

II. COMMUNITIES コミュニティ			
1. Resources 資源	a	Use of natural resources 天然資源（水や土地等）の利用	
	b	Use of infrastructure インフラ（道路、電気、上下水道等）の利用	
2. Security 治安	c	State provision of security 国家による警備の提供	
	d	Non-state groups and security payments 非政府勢力への支払い	
	e	Detainment 拘束	
3. Access to Land 土地へのアクセス	f	Title to land 土地の所有権	
	g	Voluntary relocation - consultation and compensation 自主的な土地移転を促す協議と補償	

	h	Forced relocation 強制移住	
4. Community investment コミュニティへの投資	—	—	

III. SOCIETY AND GOVERNMENTS			
社会と政府			
Relations with Governments 政府との関係	a	Operations in countries in conflict 紛争国における事業	
	b	Entry (pre and post conflict) 紛争前および紛争後の国への進出	
	c	Relations to states with poor human rights records 人権に対する認識が低い国との関係	
	d	Money laundering and transparency マネーロンダリングと透明性	
	e	Bribery and corruption 賄賂と腐敗	

6. また選択した理由もご記入してください。

- ・5については、消費者課題との関連ではチェックしにくいいため記載していません。
- ・消費者の商品等の選択において事業者の上記に関わる取組みを評価することが重要であり、それが消費者が持続可能な社会に果たし得る責任であると考えています。現在行われている取組みとの関連でいえば、消費者市民あるいは持続可能な社会への取組みといえる。
しかし、このような責任を消費者が果たすようになるためには、消費者に情報が与えられること、消費者教育が行われることが同時に必要になる。

以上

団体名 財団法人国際社会経済研究所 (IISE) 発表者氏名 鈴木 均

1. 貴団体の活動内容について

財団法人国際社会経済研究所 (IISE : Institute for International Socio-Economic Studies) は、NEC グループのシンクタンクとして、人と地球にやさしい情報社会のあるべき姿を中立的立場から調査研究および提言します。その成果を国内外に向けて発信し、日本および国際社会の持続可能な発展に貢献します。

◎ 主な調査・研究テーマ：

情報セキュリティ、国民 ID、高齢化・eHealth、都市のスマート化（セーフティ、防災、交通、エネルギーなど）、サイバー空間、新興国・途上国等での社会課題解決に向けた ICT の可能性や市場機会、日本企業が目指すべき持続可能な経営など

2. 「ICT ビジネスと人権」テーマに関する詳細について

※貴団体活動の中から、テーマをお選びいただき、ご記入ください。

※世界（特にアジア・日本）における事例、特に危機的状況にある国または地域。近年見られる変化、発生の背景等について可能な範囲でご教示ください。

- ICT 事業は、ハードウェアの製造からソフトウェア開発、システムインテグレーション、サービス事業運営など多様で幅広い事業領域を含む。人権 이슈の捉え方もそれぞれのドメインごとに軽重の違いが見られるが、ここでは ICT 事業に共通する特徴的な人権リスクを以下に取り上げる。

- ICT 企業における特徴的な人権リスクとしては、「個人情報保護・プライバシーに対する侵害」が挙げられる。詳細は 3. 項で説明。

- 本イシュー以外の ICT 産業に特有な比較的高い人権 이슈は以下が想定される（ステークホルダー別）

- 従業員（バリューチェーンも含む）

- ◇ 国内を中心に労働集約的であるソフトウェア産業や SE に代表されるシステムインテグレーション事業は超過勤務（労働時間）、残業代不払いなどの労働問題リスクがある。長時間労働等がメンタル等の安全衛生にも影響。

- ◇ 過度のノルマによる長時間労働が事実上の強制労働となる恐れ。

- ◇ 通信網敷設作業（アンテナ、タワー等の設置）による労働安全上のリスク

- お客様・消費者

(1)製品・サービスの不具合などに関連する人権リスク

- ◇ 通信システムなど ICT の不具合による社会生活および身体・生命への悪影響（通信インフラ停止、消防防災等緊急通信網の遮断、停電、交通網の遮断、金融決済、行政サービスの停止など）

- ◇ 健康と安全の問題（発火等の製品の安全性問題、ICT パフォーマンスが確保されないために発生するシステムの欠陥や事故・災害など、電子機器不具合を原因とする機械や自動車、またプラントや医療機器の故障や事故など）

- ◇ 先進性の高いハイテク製品（ドローン、遺伝子解析技術など）の瑕疵や操作ミスなどによる事故など。

(2)情報の管理、表現の自由などに関連する人権リスク

- ◇ インターネット管理事業者やサービスプロバイダーなどで、不正サイトや児童に悪影響を与えるサイト、ヘイトスピーチなどの誹謗中傷に関わる投稿等を放置することによる人権侵害に加担するリスク。また人権侵害と表現の自由との板挟みになるリスク。

- コミュニティ（一部、お客様や消費者も対象）

(1)施設や製品が発する音波や騒音に関連する人権リスク

- ◇ データセンターによる地域環境への影響（低周波騒音など）

- ◇ 電波や放送送信機が発生する高周波による影響。

(2)環境汚染に関連する人権リスク

- ◇ 電子機器の不適切な廃棄による環境汚染

<加担の可能性>

- 政府（途上国を中心に）
 - 賄賂（通信網や政府向け基幹システムなどの受注活動等を通じて、また迂回寄付などにより生じる）
 - ミャンマー等の途上国を中心に発生する先住民や少数民族の問題（通信網や携帯基地局等の設備整備に関し少数民族の土地等を強制的に収用する政府に加担など）
 - データセンター事業、クラウドサービスなどに関し、国家権力からの個人情報提供要求に抗しきれないリスク
 - 国民ID等の行政システムや政府データセンターの構築や運営受託サービス事業における国民監視・管理、および個人情報保護・プライバシーに対する侵害、保安要員による過剰防衛など
 - 表現の自由が保障されない国での通信サービスやプロバイダー事業者への表現の自由に関する過度な干渉や制限など。
 - 労働基準が国際規範から外れているケースでの労働問題（児童労働など）

（参考：上記とは別の角度から人権リスクを整理したものとして、2014年度SHエンゲージメント・プログラム成果「業界毎に重要な人権課題（第3版）」がある。）

3. プライバシー問題とビジネス（業界）との関わりについて

※「どのような業界において、テーマが発生しうるか/発生しているのか」「これに対して、どのような業界に属する企業がどのように予防・軽減活動を行っているのか」等についてご教示ください。

- プライバシー問題がグローバルに拡大する主な背景
 - 技術や経済のグローバル化の急速な進展と個人の権利意識の向上の拡大。
 - スマートフォン、監視カメラ、IoT機器（ウェアラブル端末、スマートメーター、車載センサー等）など個人データ収集手段の高度化とビッグデータ活用によるデータ価値の高まり。
 - SNSなど個人によるデータ公開・共有化の拡大、クラウドコンピューティング等による越境データ流通の増大など。
- ICTビジネスにおける正の面と負の面
 - (1)国民基礎情報の整備と管理分野での例
 - 国民IDに代表される国民基礎情報の整備と管理は、公平で効率的な社会保障政策（生活保障手当、教育手当、健康保険、医療手当、乳幼児向け予防接種管理、選挙権付与など）の実現とその展開という基本的な人権に関わる行政サービスの提供には不可欠。
 - 特に途上国では一般的に文盲率の高さから指紋認証技術などの生体認証技術を活用した個人（市民）の特定が不可欠。
 - 一方、その管理に脆弱性があると個人情報やプライバシーが漏えいするリスク、さらには市民の管理につながるリスクがある。
 - 国によっては、国家安全保障やテロ、また防犯対策上、個人情報の管理や監視などが優先され、また消費者などの個人情報の提出要求に対応せざるを得ないケースがある。これらの行動によって人権監視団体等から批判等を受けるレピュテーションリスクが通信業者、インターネット関連企業、行政サービス受託企業などで存在する。（例：米国安全保障とPRISMプログラム（極秘の通信監視プログラム）の問題）
 - (2)防犯分野での例
 - 市民の安全を守る監視カメラネットワーク（顔認証技術の活用も含む）は防犯対策には有効で世界的に導入が拡大する傾向にあるが、一方プライバシー侵害のリスクもある。
 - (3)その他
 - 最新のハイテク技術を活用したシステム（ドローン、準天頂衛星・GPSなど）やグーグルなどによる情報収集展開事業などもプライバシー侵害リスクが高い。

- 消費者向けビッグデータ活用による革新的なサービス事業の創出に、別目的で収集した個人情報間接的に活用することにより発生するリスク（例：JR 東日本の Suica を巡るプライバシー問題）

- ICT ビジネスにおいて人権リスクを軽減する対策

- (1)政策的展開：ルール作り

- 国家の安全保障と ICT による経済発展は重要なテーマではあるが、人権（プライバシー権利）はそれらを超越した権利であり優先されるべき。
- 企業の自由裁量度を高めることは新しいイノベーションを創出するために必要な要件ではあるが、一方歴史を見ても、一定のルール化も新事業の発展の基盤となり不可欠である（例：自動車における交通ルールなど）。政府主導によるルール作りに加え、インターネットの性格から国際的な共通ルール作りも必要。

- (2)企業自身の取り組み：人権デューデリジェンス

- 基本的には他分野と同様、デューデリジェンスに基づくマネジメント施策展開（方針策定⇒影響評価⇒組織への統合⇒救済措置）が重要。実状の把握（モニター）に始まり、従業員への教育を含む回避・軽減策および人権問題が生じた際の救済措置など。
- 事業の合従連衡が進んでいるので、バリューチェーンへの施策展開も重要。
- 上記に加え、会社と社員のリスク感度の啓発にあたっては、例えば経営層に加え、行政システムやビッグデータビジネスの開発、マーケティング、サービス事業などに関わっている事業部、関係会社等の関係者（開発、営業、SE など）をパイロットとして、自分たちの事業活動や製品・サービスが社会にどのような負の影響を与えるかを検討・抽出する取り組み（影響評価：Impact Assessment）を実施する。その際、社外の有識者、人権関係の NGO などを交えたステークホルダー・エンゲージメントを実施するのが効果的。
- 特に個人情報等の機微な情報を扱うシステム事業の展開には以下のような取り組みが重要となる。
 - ✧ プライバシー・バイ・デザインの採用：設計段階からプライバシー保護を組み込むシステム開発の基本的概念。
 - ✧ PIA（プライバシー・インパクト・アセスメント）：個人情報収集を伴う情報システムの企画、構築、改修にあたり、情報提供者のプライバシーへの影響を「事前」に評価し、情報システムの構築・運用を適正に行うことを促す一連のプロセス。

- 参考：ICT ビジネスによる人権領域での貢献（NEC の例）

- ICT 企業として、安全・安心な社会づくりのために、基本的人権とさ言われるようになったデジタルデバイドの解消を、CSR を推進する上での重要なテーマとして取り上げ、事業活動としてこれに取り組んでいる（例：新興国・途上国での通信インフラの構築、国民 ID や選挙管理システムを指紋認証技術を活用して実現、UD 商品の提供による高齢者・障害者などを含んだ使い勝手の向上など）。

4. 本プログラム参加企業へのコメント

ICT に関わる企業が特に留意すべきリスク領域を記載したが、ICT はあらゆる産業、事業に利用される共通的なツールなので、リスクに間接的に直面する可能性がある点を考慮に入れるべきである。

5. 「UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が策定した Human Rights Guidance Tool (2014年改定)」との関連性について

※貴団体活動のテーマが関連する、UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が2014年に策定した Human Rights Guidance Tool の課題を以下から選択して下さい (複数可)。

I. CORE OPERATION / SUPPLY CHAIN		
事業 / サプライチェーン		
1. Workplace conditions 職場における待遇	a	Working hours 労働時間
	b	Wages 賃金
	c	Health and Safety 健康および安全
	d	Disciplinary practices 懲戒処分
2. Discrimination 差別	e	Recruitment 採用
	f	During work 従業時
	g	Redundancy and dismissal 整理解雇、解職
3. Child labour 児童労働	h	Risks to children 危険な作業や雇用
	i	Minimum age 最低年齢
	j	Working hours and conditions of employment 労働時間と労働条件
	k	Worst forms of child labour 最悪の形態の児童労働
	l	Employment of young workers 18歳未満の若年労働者の雇用
4. Forced or compulsory labour 強制労働	m	Prison labour 囚人の作業もしくは役務
	n	Deposits and papers 雇用にあたり保証金や文書の提出を求める搾取
	o	Forced overtime 強制的な残業
	p	Trafficking of workers 人身売買
5. Freedom of association and collective bargaining 結社の自由と団体交渉権	q	Freedom to associate and to bargain collectively 結社の自由と団体交渉権
	r	Conflict with local law 国内法で認められていない場合の措置

II. COMMUNITIES コミュニティ			
1. Resources 資源	a	Use of natural resources 天然資源（水や土地等）の利用	
	b	Use of infrastructure インフラ（道路、電気、上下水道等）の利用	
2. Security 治安	c	State provision of security 国家による警備の提供	
	d	Non-state groups and security payments 非政府勢力への支払い	
	e	Detainment 拘束	
3. Access to Land 土地へのアクセス	f	Title to land 土地の所有権	
	g	Voluntary relocation - consultation and compensation 自主的な土地移転を促す協議と補償	
	h	Forced relocation 強制移住	
4. Community investment コミュニティへの投資	—	国民 ID 等の行政システムの提供は、国民の基本データの収集と管理、公平な社会保障政策の展開には必須であり、基本的人権の保護政策展開に貢献。	○
* (追加) 5. プライバシー	—	住民の個人情報、プライバシー	○

III. SOCIETY AND GOVERNMENTS 社会と政府			
Relations with Governments 政府との関係	a	Operations in countries in conflict 紛争国における事業	○
	b	Entry (pre and post conflict) 紛争前および紛争後の国への進出	○
	c	Relations to states with poor human rights records 人権に対する認識が低い国との関係	○
	d	Money laundering and transparency マネーロンダリングと透明性	○
	e	Bribery and corruption 賄賂と腐敗（* 迂回寄付の問題も注意必要）	○

6. また選択した理由もご記入してください。

途上国での ICT 事業として政府向け基幹・行政システムがある。これらのシステムは公平な社会保障政策等の展開には不可欠であり人権保護にも資するものである。一方、一般的に途上国政府は人権保護の認識や政策展開に乏しく、これらの国での事業展開や市場開拓には政府の人権侵害への加担とみなされるリスクが存在する。具体的には以下の通り。

- 「コミュニティへの投資」:
 - 国民 ID 等の行政システムや通信インフラの整備は、国民の基本データの収集と管理、公平な社会保障政策の展開とデジタルデバイド解消には必須であり、基本的人権の保護政策展開に貢献。
- 「政府との関係」:
 - 政府行政サービスの受託事業を通して、当該国政府の人権侵害に加担するリスク（国民基礎データ・情報提供、当該国政府経由紛争国に対する支援に必要な資金のねん出など）
 - ICT 技術は防犯、ナショナルセキュリティの向上に貢献できる一方、国民監視やプライバシーという基本的人権に抵触するリスクがある。（防犯用監視カメラネットワーク、通信用バックドア・ソフトウェアやデバイス機器類等）
 - ICT 事業にのみ固有の問題ではないが、迂回寄付による公務員への賄賂には注意が必要。

以上

団体名 Gender Action Platform (GAP) 発表者氏名 大崎麻子

1. 貴団体の活動内容について

Gender Action Platform (GAP) は、5名の所属メンバーが合計70カ国以上でジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの推進に係る調査、事業、政策・戦略づくりに従事した経験を持つ、シンクタンク型 NGO です。

GAP が目指すのは、「女性と男性が性別による差別を受けることなく、自分の生活や人生における選択肢を自分で選びとり、家庭や社会において尊厳を持って生きることができる環境を創ること」です。

そのために、

- 政策・事業評価
 - 政策提言・啓発
 - 調査・研究
 - 能力強化（NGO や開発支援団体のジェンダー主流化や事業実施のためのジェンダー研修）
 - 国連機関、国内外の女性団体・NGO のネットワーク構築
- を行っています。

WEB ページ：<http://www.genderactionplatform.org/>

また、姉妹団体である（株）ソフィア研究所では、民間企業・団体や官公庁からのご要望に応じて、「女性活躍」「男女共同参画」に関連した調査、人事制度の分析と提案、研修、途上国での事業展開に関するアドバイジング、CSR 事業の企画、評価等を承っています。

（株）ソフィア研究所：<http://www.sophiainst.co.jp/index.html>

2. テーマに関する詳細について

- 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進」（男女共同参画と女性活躍の推進）
- ・ 性別にかかわらず、ひとりひとりが持って生まれた可能性を最大限に開花させ、尊厳のある生活を全うできる社会は、国連憲章（1945年）や世界人権宣言（1948年）に明記されている通り、国際社会共通の根源的な理念であり、同時に女性の力を社会の発展に生かすための処方箋です。
 - ・ 日本国憲法においても法の下での平等を定め、性別による差別を禁止すると共に家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等を謳っています。この間、男女雇用機会均等法や男女共同参画基本法等の国内法の策定を進め、女性に対する差別的制度・規範・慣行などがある程度改善されましたが、様々な男女格差や性差別は依然として解消されていません。
 - ・ 世界経済フォーラム（World Economic Forum）は、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数を毎年発表していますが、2014年の日本の順位は142か国中104位と先進国のなかでは最低レベルでした。
 - ・ 現在、日本政府は、生産年齢人口が減少していく中で、女性が活躍できる環境を整備していくことが労働力確保の観点のみならず、経済を活性化する観点からも不可欠な課題との認識から、女性の活躍推進を重要な政策課題に掲げ、企業、行政に対して、女性が活躍できる環境づくりを求めています。
 - ・ ジェンダー平等を実現するためには、法律の制定のみならず、男女平等の理念が、
 - ✓ 政策、事業に反映され、確実に実行されること（＝ジェンダー平等の推進・ジェンダー主流化）
 - ✓ 既存の男女間の格差を是正するために女性の力を伸ばすこと（＝女性のエンパワーメント）
- が必要です。そのためには、行政のみならず、企業や地域においても、ジェンダー平等の視点のもと創造的な取り組みを進めていく必要があります。

3. テーマとビジネス（業界）との関わりについて

女性は、主要な労働者（被雇用者）であり、消費者であることから、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントは全ての業界において関連のあるテーマです。

国連ウィメン（UN Women）と国連グローバルコンパクト(UN Global Compact)は、2010年に民間ビジネス向けに「女性のエンパワーメント原則（Women's Empowerment Principles (WEPs))」を作成・発表し、世界中の企業に署名を呼びかけました。WEPsは、7つの原則で構成されており、女性のエンパワーメントを進めたい企業が「社内で取り組むこと」「ステークホルダーや地域と連携して取り組むこと」といった行動指針を提示しています。具体的には、企業のビジネス活動やマーケティング戦略に、地域コミュニティ、NGO、政府等パートナーと連携・協働することや、これまで伝統的に女性が少ない産業・職種に女性を登用することなどを提案しており、ローカル企業・グローバル企業のガイドラインとしても機能しています。2015年3月現在、世界57カ国、39業種にわたる800以上の企業が署名をしています。内、日本では210社が署名しています。署名企業のリスト及び企業の社内での取り組み及び途上国での取り組みの事例は、WEPsのウェブサイトで見ることができます。<http://www.wepprinciples.org>

4. 本プログラム参加企業へのコメント（問題提起・期待）

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進は、単に途上国の問題ではなく、途上国・先進国に共通するグローバル課題として認識されています。

従来、日本はドナー国として、途上国のジェンダーや女性のエンパワーメントの問題に貢献してきました。しかし、経済のグローバル化が進み、2000年代に入ってから、先進国経済においても「男女が等しく能力を発揮できるような社会（＝ジェンダー平等が進んだ社会）が、潜在的な経済成長力と国際競争力を有している」ということが国際経済の常識になってきました。安倍総理が「女性の活躍推進」「女性のエンパワーメント」を経済成長戦略の一環に位置づけたのは、そのような国際潮流を踏まえての事です。

超少子高齢化が加速的に進展していく日本の企業が今後、アジア、中東、アフリカに市場を拡大していくにあたり、ジェンダーと女性に関するグローバル・スタンダードを理解すること、各国のジェンダー規範・女性の問題に配慮できること、自らの組織においても女性の活躍を推進する制度と企業文化を構築することが、グローバル市場におけるサバイバル戦略にもなっていくのではないのでしょうか。

5. 「UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が策定した Human Rights Guidance Tool (2014年改定)」との関連性について

※貴団体活動のテーマが関連する、UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が2014年に策定した Human Rights Guidance Tool の課題を以下から選択して下さい（複数可）。

I. CORE OPERATION / SUPPLY CHAIN			
事業 / サプライチェーン			
1. Workplace conditions 職場における待遇	a	Working hours 労働時間	<input type="radio"/>
	b	Wages 賃金	<input type="radio"/>
	c	Health and Safety 健康および安全	<input type="radio"/>
	d	Disciplinary practices 懲戒処分	<input type="radio"/>
2. Discrimination 差別	e	Recruitment 採用	<input type="radio"/>
	f	During work 従業時	<input type="radio"/>

	g	Redundancy and dismissal 整理解雇、解職	○
3. Child labour 児童労働	h	Risks to children 危険な作業や雇用	
	i	Minimum age 最低年齢	
	j	Working hours and conditions of employment 労働時間と労働条件	
	k	Worst forms of child labour 最悪の形態の児童労働	
	l	Employment of young workers 18歳未満の若年労働者の雇用	
4. Forced or compulsory labour 強制労働	m	Prison labour 囚人の作業もしくは役務	
	n	Deposits and papers 雇用にあたり保証金や文書の提出を求める搾取	
	o	Forced overtime 強制的な残業	
	p	Trafficking of workers 人身売買	○
5. Freedom of association and collective bargaining 結社の自由と団体交渉権	q	Freedom to associate and to bargain collectively 結社の自由と団体交渉権	
	r	Conflict with local law 国内法で認められていない場合の措置	

II. COMMUNITIES コミュニティ			
1. Resources 資源	a	Use of natural resources 天然資源（水や土地等）の利用	○
	b	Use of infrastructure インフラ（道路、電気、上下水道等）の利用	○
2. Security 治安	c	State provision of security 国家による警備の提供	○
	d	Non-state groups and security payments 非政府勢力への支払い	○
	e	Detainment 拘束	○
3. Access to Land 土地へのアクセス	f	Title to land 土地の所有権	
	g	Voluntary relocation - consultation and compensation 自主的な土地移転を促す協議と補償	
	h	Forced relocation 強制移住	
4. Community investment コミュニティへの投資	—	—	

III. SOCIETY AND GOVERNMENTS		
社会と政府		
Relations with Governments 政府との関係	a	Operations in countries in conflict 紛争国における事業
	b	Entry (pre and post conflict) 紛争前および紛争後の国への進出
	c	Relations to states with poor human rights records 人権に対する認識が低い国との関係
	d	Money laundering and transparency マネーロンダリングと透明性
	e	Bribery and corruption 賄賂と腐敗

6. また選択した理由もご記入してください。

ジェンダーは全ての社会、経済、政策分野を貫く課題であるため、広範囲の項目を選択する結果となりました。

以上

Caux
Round
Table

団体名 アムネスティ・インターナショナル日本 発表者氏名 土井陽子

1. 当団体の活動内容について

世界 72 カ国を活動拠点とし、人権侵害に苦しむ人びとのために行動を起こす 700 万人を超えるサポーターとともに、世界中の人権問題の啓発に取り組む国際人権 NGO。1977 年にノーベル平和賞を受賞。人権侵害が起きている国に調査団を派遣し、被害者や現地 NGO、政府との対話を重ねて実態を把握、報告書等で世界に発信し、中立の立場から、国連や各国政府に対して、国際法を守り、人権を尊重する政策をとるよう働きかけている。

2. メガスポーツイベントと人権に関する詳細について

オリンピックやサッカーワールドカップといった華やかなメガスポーツイベント。その裏側でインフラ整備や競技場建設の労働力として、外国人移住労働者が過酷な労働環境で働かされている。アムネスティでは、2022 年のサッカーワールドカップに向けて建設ラッシュに沸くカタールで、建設現場で働く移住労働者の人権状況を数年にわたり調査しており、人身取引に匹敵する労働搾取の実態を報告書にまとめている。

2015 年 5 月に発行したアムネスティの報告書では、カタールの外国人移住労働者が職業斡旋業者に自国での年収数年分の紹介料を支払って虚偽の労働条件で働かされていること、パスポートの取り上げによって移動の自由がないこと、転職の自由がないこと、賃金の未払いや遅延が起きていることなどをあげ、カタール政府に対して、労働法による移住労働者の人権保護を訴えている。また、移住労働者の主な送り出し国であるインドやネパールなどに対しても、悪質な斡旋業者への対応を求めている。

報告書 Promising Little, Delivering Less: Qatar and migrant labour abuse ahead of the 2022 Football World Cup (May 2015)

<https://www.amnesty.org/en/documents/MDE22/1570/2015/en/>

報告書 The dark side of migration: Spotlight on Qatar's construction sector ahead of the World Cup

(November 2013) <http://www.amnesty.org/en/documents/MDE22/010/2013/en/>

3. ビジネス（業界）との関わりについて

カタールの移住労働者の人権状況を改善するには、建設ラッシュの中心にいる建設会社の協力が不可欠である。建設会社は建設現場で働く自社の労働者のみならず、下請け業者や人材派遣会社とも連携し、取引先の労働者を含め、サプライチェーン全体で労働者の権利を尊重するよう努力する責任がある。

アムネスティは、カタール政府による移住労働者の人権保護とともに、FIFA に対しては、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、カタールのワールドカップ組織委員会や公式スポンサーである企業との連携による人権侵害のない大会運営を求めている。スポンサー各社には、自社の影響力を行使して、公正な大会運営に貢献することが期待されている。

4. 本プログラム参加企業へのコメント（問題提起・期待）

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」においては、企業は人権を尊重する責任があり、人権侵害に加担しないことが求められている。調達活動を通して間接的に人権侵害につながるような場合には、企業が取引先等に対して状況改善のための影響力を行使することが期待されている。

東京オリンピック・パラリンピックに向けて、企業には持続可能な調達活動が期待されており、NGO と企業の協働によって、こうした取り組みが加速することを期待している。

5. 「UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)が策定した Human Rights Guidance Tool (2014年改定)」との関連性について

I. CORE OPERATION / SUPPLY CHAIN 事業 / サプライチェーン			
1. Workplace conditions 職場における待遇	a	Working hours 労働時間	○
	b	Wages 賃金	○
	c	Health and Safety 健康および安全	○
	d	Disciplinary practices 懲戒処分	
2. Discrimination 差別	e	Recruitment 採用	○
	f	During work 従業時	○
	g	Redundancy and dismissal 整理解雇、解職	○
3. Child labour 児童労働	h	Risks to children 危険な作業や雇用	
	i	Minimum age 最低年齢	
	j	Working hours and conditions of employment 労働時間と労働条件	
	k	Worst forms of child labour 最悪の形態の児童労働	
	l	Employment of young workers 18歳未満の若年労働者の雇用	
4. Forced or compulsory labour 強制労働	m	Prison labour 囚人の作業もしくは役務	○
	n	Deposits and papers 雇用にあたり保証金や文書の提出を求める搾取	○
	o	Forced overtime 強制的な残業	○
	p	Trafficking of workers 人身売買	○
5. Freedom of association and collective bargaining 結社の自由と団体交渉権	q	Freedom to associate and to bargain collectively 結社の自由と団体交渉権	○
	r	Conflict with local law 国内法で認められていない場合の措置	○

II. COMMUNITIES コミュニティ			
1. Resources 資源	a	Use of natural resources 天然資源（水や土地等）の利用	
	b	Use of infrastructure インフラ（道路、電気、上下水道等）の利用	
2. Security 治安	c	State provision of security 国家による警備の提供	
	d	Non-state groups and security payments 非政府勢力への支払い	
	e	Detainment 拘束	
3. Access to Land 土地へのアクセス	f	Title to land 土地の所有権	
	g	Voluntary relocation - consultation and compensation 自主的な土地移転を促す協議と補償	
	h	Forced relocation 強制移住	
4. Community investment コミュニティへの投資	—	—	

III. SOCIETY AND GOVERNMENTS 社会と政府			
Relations with Governments 政府との関係	a	Operations in countries in conflict 紛争国における事業	
	b	Entry (pre and post conflict) 紛争前および紛争後の国への進出	
	c	Relations to states with poor human rights records 人権に対する認識が低い国との関係	○
	d	Money laundering and transparency マネーロンダリングと透明性	○
	e	Bribery and corruption 賄賂と腐敗	○

6. また選択した理由もご記入してください。

以上